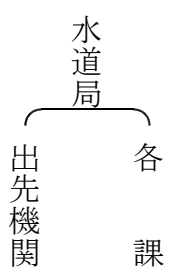


奈良県営水道企業管理規程第六号



奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の表業務課の項中「企画調整係」を「県域水道ファシリテイマネジメント係」に改める。

第四条第一項及び第五条広域水運用課の項中「広域水運用課」を「広域水道課」に改める。